

平成 16 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 平成 17 年 3 月 8 日 (火) 16 時 15 分 ~ 17 時 25 分

場 所 財団法人日本体育協会 理事・監事室

出席者 長沼本部長、佐藤、田中、吉田の各副本部長
島中、佐藤、山野井、定常、三谷、厨、折原、菅原、村田、
片山、山岸、中原、山崎の各常任委員

< 委 任 > 柴、森、岩崎、小杉、枝川の各常任委員
委員総数 22 名、うち出席 22 名 (含委任 5 名)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。

< 事務局 > 古賀次長、小寺部長、川島課長、向佐課長
他青少年スポーツ部員

< 報告事項 >

1 . 平成 16 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

2 . 平成 16 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

事務局より、各ブロックとも、それぞれ開催主管県のご協力により当初予定どおり滞りなく終了できたことを資料に基づき報告。

会議では、「平成 17 年度事業計画・予算 (案) 」および「第 8 次育成 5 か年計画 (第 2 次素案) 」について協議を行い、大筋で了解が得られたこと、また各種意見・要望については既に各専門部会で検討を行っている旨報告。

これを了承。

3 . 平成 16 年度少年スポーツ指導員養成専門科目講習会 (兼) スポーツ少年団認定育成員養成講習会および少年スポーツ上級指導員養成専門科目講習会の終了について

事務局より資料に基づき報告。

本年度は、平成 17 年度よりの (財) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度改定に伴い過年度受講者のみを対象にして、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて実施し、少年スポーツ指導員養成専門科目講習会については 2 会場延べ 31 名、少年スポーツ上級指導員養成専門科目講習会については 1 会場 9 名が受講した旨報告。

なお、検定試験の結果については、来る 3 月 18 日に開催する指導者・リーダー養成プロジェクトにて審査し、都道府県および本人宛に「専門科目」の結果を通知する

こと、また少年スポーツ指導員養成専門科目講習会修了者のうち、スポーツ少年団指導者については「認定育成員」として認定し、「専門科目」の結果通知と併せ都道府県および本人宛に通知する予定となっている旨説明。

以上、これを了承。

4. 専門部会等報告について

第3回常任委員会以降開催した各専門部会およびプロジェクトでの協議内容について次のとおり報告があった。

< 指導育成部会 >

中原部会長より次の2点について報告。

(1) 日本スポーツ少年団顕彰要項施行基準の見直しについて

市町村合併により、少年団設置市区町村数の大幅な減少が生じていることから、市区町村スポーツ少年団顕彰数の見直しについて検討、市町村合併特例法の対象が、平成17年3月31日までに申請される市町村であるため、平成18年度の施行基準改訂を目指し、平成17年度中に顕彰数について協議することとした。

(2) 平成17年度スポーツ少年団指導者・リーダー研修事業について

平成17年度認定育成員研修会および全国リーダー連絡会の内容について協議し、今後も継続して実施に向け準備に取り組むこととした。

< 広報普及部会 >

山野井部会長より次の4点について報告。

(1) 平成16年度広報普及資料について

従来同様、PR用リーフレット、ガイドブック「スポーツ少年団とは」、各種事業報告書を作成した。

(2) スポーツ広報ガイドブックについて

平成14年度より実施してきた「報道機関との連携に関する事例調査」をもとに、市区町村スポーツ少年団の広報活動マニュアルとして作成中であり、3月末日に発行、4月に都道府県スポーツ少年団を通じ市区町村スポーツ少年団へ配布する予定。

(3) 「地域子ども教室推進事業」における広報活動について

3月中旬に、教室推進事業及びスポーツ少年団の広告を全国紙等の新聞紙上に掲載することと併せ、本事業周知のためのポスター、リーフレットを作成し、配布することを確認。

(4) 平成17年度広報普及資料について

従来同様、ガイドブック「スポーツ少年団とは」、各種事業報告書を作成予定だが、PR用リーフレットについては、対象や活用方法などを見直し、他の形態の広報資料への転換も含めて次年度以降の部会で検討することとした。

< 活動開発部会 >

山岸部会長より次の2点について報告。

(1) 2005年日独スポーツ少年団役員交流(派遣)について

2005年11月に予定している日独スポーツ少年団役員交流派遣事業に関して、日本役員団の構成について協議。役員団の人選については、次期役員が決定した後、改めて協議することとした。

(2) 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会について

平成18年度からの北海道固定開催に伴い、開催要項等について協議。検討課題については、次年度以降引き続き協議することとした。

< スポーツ安全対策プロジェクト >

事務局より次のとおり報告。

(1) ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループ

去る1月14日に開催されたワーキンググループでは「2005年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の開催について検討。

弁護士の組織化に関しては、アンケート調査などを経て協力の申し出があった弁護士に対して、スポーツ少年団への理解を深めていただく機会として、フォーラムと同時開催する「ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステム研究会」への参加を要請することとした。

また、2月6日(日)に如水会館(東京)にて、「2005年ジュニアスポーツの安全・安心フォーラム」を、財団法人スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会との共催により開催。過去最高の151名の参加を得て、基調講演、パネルディスカッション、法律相談など全てのプログラムが無事終了した。

パネルディスカッションでは初めて分科会形式を取り、「球技におけるジュニア育成と安全対策」、「格技におけるジュニア育成と安全対策」というテーマのもと、従来のフォーラムより専門性の高い詳細な討議が行われた。

同会場で実施した「ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステム研究会」では、フォーラム参加の弁護士67名に対して、スポーツ少年団について理解いただくことと併せ、ワーキンググループ班長である菅原常任委員より、今後の取り組みへの協力を要請した。

以上、専門部会及びプロジェクト報告を了承。

5. ブロック報告について

特に無し。

6. その他

事務局より次の3点について報告。

(1) 剣道・バレーボール交流大会の感謝状の贈呈について

資料に基づき、3月末に開催される第27回剣道交流大会及び第2回バレーボール交流大会の開催に伴う感謝状について、和歌山県及び長野県スポーツ少年団と調整し、剣道交流大会では大会終了後の実行委員会において1団体に、バレーボール交流大会では閉会式で3団体に贈呈する旨報告。

(2) 平成17年度の常任委員会・委員総会の会議日程について

資料の通り会議開催日程を報告。

(3) 「地域子ども教室推進事業」における新聞広告の掲出について

本会が文部科学省の委託を受けて実施している「地域子ども教室推進事業」において、スポーツ少年団の紹介をからめた新聞広告を3月中旬に全国紙、ブロック紙、地方紙の合わせて10紙（約2,500万部）に掲出する旨報告。

以上、これらを了承。

< 議案 >

1. 平成16年度第2回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より、3月9日開催の委員総会は資料（総会次第）に基づき進行し、「平成17年度事業計画・予算（案）」、「日本スポーツ少年団第8次育成5か年計画（案）」の2点について審議いただき、報告を3点行った後、平成17年度・18年度における役員改選を行う旨説明。

これを承認。

2. 平成17年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について

事務局より、先の常任委員会以降ブロック会議を経て各専門部会にて検討し、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した平成17年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について、ブロック会議以降の変更点を中心に、資料に基づき説明。

なお、予算については、各種補助金・助成金の決定が4月以降になることから、その確定後に実行予算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願い、6月開催の常任委員会・委員総会にて報告する旨説明。

以上、これを承認。

3. 日本スポーツ少年団「第8次育成5か年計画」（案）について

事務局より「第8次育成5か年計画」の最終案を提示し、策定経過と計画の概要に

ついて説明。

策定経過については、第7次計画を踏襲するという基本方針のもと、第1次素案を作成し、本年度第2回常任委員会および第1回委員総会にて協議、都道府県の意見を伺った上で、各専門部会等で検討し「第2次素案」を作成した。その後、「第2次素案」をブロック会議にて提案し、施策項目や年次計画についてほぼ了解を得たが、再度、各専門部会等で協議し、若干の手直し（語句の訂正）を行って、最終的な「計画（案）」を作成した旨を説明。

計画の内容については、第7次計画同様、「1.組織の整備強化」、「2.指導者・リーダーの養成および指導体制の整備強化」、「3.活動の充実」を柱とし、これに加えて、「時代の流れに即したスポーツ少年団の将来検討」「登録制度の検討」「総合型地域スポーツクラブとしての育成促進」を重点施策とした「4.スポーツ少年団の将来像の研究」を新たに4つ目の柱として設けたことを説明。

以上、これを承認。

4. 日本スポーツ少年団制度・規程等の改訂について

事務局より、資料に基づき、下記の4点について一括して説明。

(1) 日本スポーツ少年団指導者制度の改正について

平成17年度の日本体育協会公認スポーツ指導者制度改定により、認定員、認定育成員の養形成態などを変更する必要が生じたことから、日本スポーツ少年団指導者制度改正について指導育成部会にて検討した。

主な改正内容は、「認定員」については、養成講習会カリキュラムが「スポーツリーダー」養成カリキュラムと同じものとなること、「認定育成員」については、スポーツ少年団として養成は行わず（財）日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会を充てることとし、公認スポーツ指導者資格取得者（スポーツリーダーを除く）のうち、スポーツ少年団に指導者登録し、都道府県スポーツ少年団より推薦のあった者を「認定育成員」として認定することとした。

(2) スポーツ少年団登録規定施行細則の改訂について

細則の基本的な内容の変更はないが、団員・指導者の登録基準について表現を整理するとともに、都道府県スポーツ少年団より日本スポーツ少年団への登録申請期日を、現状の事務手続きに合わせ変更した。

(3) 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改訂について

第1回のバレーボール交流大会からエキジビションとして実施している男子の部を、現行の内容で継続実施するために本要項に明記した。この変更に伴い、男子についても本要項に定める表彰を行うこととしたが、参加チーム数を勘案し、優勝および第2位までの表彰とした。

また、大会役員編成について、顧問として依頼していた「文部科学省スポーツ・青少年局総括官」を削除することとした。

(4) 全国スポーツ少年大会開催基準要項の改訂について

競技別交流大会同様、大会役員編成について顧問として依頼していた「文部科学省スポーツ・青少年局総括官」、参与として依頼していた「競技スポーツ課長」をそれぞれ削除することとした。

以上、日本スポーツ少年団の制度・規定等改訂について4点を諮り、これを承認。なお、最終的な文言の整理・修正については、本部長に一任された。

5. 平成19年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成19年度に九州ブロックが担当する全国スポーツ少年大会、および軟式野球交流大会を除いた中地区が担当する競技別交流大会の開催地について説明、下記の通りこれを承認。

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団および県体育協会等関係正式機関の最終承認を得た時点になることを確認。

- ・ 第45回全国スポーツ少年大会 : 熊本県
- ・ 第30回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 静岡県
- ・ 第5回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 新潟県

6. 第32回日独スポーツ少年団同時交流事業の実施および「日本派遣団」の編成等について

事務局より、日独同時交流の実施要項(案)および「日本派遣団」編成について資料に基づき説明、これを承認。

なお、団長団を含む派遣団の最終編成および内定から正式決定までの手続き、また、内定後事前研修までの間に欠員が生じた場合の当該ブロック内補充を最優先する措置について、本部長に一任された。

7. 第11回スポーツ少年団指導者全国研究大会の開催について

事務局より、6月26日(日)に開催を予定している指導者全国研究大会について、指導育成部会で作成した開催要項(案)に基づき説明。

また、現在調整中の分科会パネリストの人選については、指導育成部会長に一任願いたい旨併せて諮り、これを承認。

以上協議し、17時25分閉会。